

(写)

石労発 0711 第 1 号
令和 5 年 7 月 11 日

石川地方最低賃金審議会

会長 高見 俊也 殿

石川労働局長

長嶋 政弘

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和 55 年石川労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2023（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。